

ベース・レジストリの指定について

令和5年7月7日デジタル庁告示第12号

ベース・レジストリについては、これまで「ベース・レジストリの指定について（令和3年5月26日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）」に基づいて対応してきたところ、これを見直し、本告示において、行政又は民間におけるサービスの共通基盤として利活用すべき又は利活用可能なデータ群であって、行政機関等が正当な権限に基づいて収集し、正確性や完全性の観点から信頼できる情報を基にした、最新性、標準適合性、可用性等の品質を満たすものについて、その整備及び利活用を推進するため、次の各号に定める区分に応じ当該各号に定めるデータ項目をベース・レジストリとして指定し、データの整備を進めることとする。

- 一 整備済ベース・レジストリとして利活用を促進するもの 別表第1の第1欄に掲げる制度所管機関が所管する同表の第2欄に掲げる情報源に基づき同表の第3欄に掲げるデータ提供機関が同表の第4欄に掲げる範囲に提供する同表の第5欄に掲げるデータ項目
- 二 整備中ベース・レジストリとして引き続き整備を進めるもの 別表第2の第1欄に掲げる制度所管機関が所管する同表の第2欄に掲げる情報源に基づき同表の第3欄に掲げるデータ提供機関が同表の第4欄に掲げる範囲に提供する同表の第5欄に掲げるデータ項目
- 三 利活用が期待されるものとして今後整備を検討するもの 別表第3の第1欄に掲げる制度所管機関が所管する同表の第2欄に掲げる情報源に基づき同表の第3欄に掲げるデータ提供機関が同表の第4欄に掲げる範囲に提供する同表の第5欄に掲げるデータ項目

別表第1（第一号関係）

制度所管機関	情報源	データ提供機関	データ提供範囲	データ項目
法務省	商業・法人登記簿	国税庁	無制限	一 法人番号 二 商号又は名称 三 本店又は主たる事務所の所在地
金融庁	次のいずれかに掲げるもの 一 有価証券報告書 二 半期報告書 三 四半期報告書	金融庁	無制限	一 貸借対照表 二 損益計算書 三 キャッシュ・フロー計算書

デジタル庁及び法務省	官報	デジタル庁	無制限	法令
一般社団法人文字情報技術促進協議会	人名等を正確に表記する必要がある行政業務で用いられる文字として一般社団法人文字情報技術促進協議会が文字情報基盤に定める文字セット	一般社団法人文字情報技術促進協議会	無制限	人名等を正確に表記する必要がある行政業務で用いられる文字として一般社団法人文字情報技術促進協議会が文字情報基盤に定める文字セット

別表第2（第二号関係）

制度所管機関	情報源	データ提供機関	データ提供範囲	データ項目
次のいずれかに掲げる機関 一 国土地理院 二 地方公共団体 三 その他の行政機関等	次のいずれかに掲げるもの 一 都市計画図 二 空中写真 三 公共施設管理者等から提供される情報	国土地理院	無制限	一 基盤地図情報 二 電子国土基本図（地図情報） 三 電子国土基本図（オルソ画像）
日本郵便株式会社	郵便番号簿	日本郵便株式会社	無制限	郵便番号
次のいずれかに掲げる機関 一 総務省 二 地方公共団体	次のいずれかに掲げるもの 一 町又は字の変更等に関する告示 二 住居表示の実施、街区等の新設、変更及び廃止に関する告示	国土地理院及びデジタル庁	無制限	一 町字マスタ、住居表示街区マスタ、住居表示住居マスタ（位置・形状情報を含む。） 二 電子国土基本図（地名情報）居住地名 三 電子国土基本図（地名情報）住居表示住所

	三 あらたに生じた土地に関する告示			
法務省	次に掲げるもの 一 不動産登記簿 二 登記所備付地図	デジタル庁	無制限	地番マスタ（位置・形状を含む。）
行政機関	地方公共団体から提供される個人向けの公共サービスに関する情報	デジタル庁	無制限	地方公共団体が個人に提供する個人向け支援に関する公共サービスのうち法令、予算及び税制措置に基づいて行政機関等が行う次のいずれかの措置に該当するものの名称及び内容 一 補助金、助成金、給付金その他の交付 二 融資、利子補填その他の金融支援 三 税額控除その他の税制支援 四 法令等に基づく義務の免除及び猶予 五 施設の利用機会の提供その他の現物支給及び貸与 六 説明会、相談窓口、専門家派遣その他の情報提供及び相談対応
デジタル庁	文字情報基盤の文字セットに基幹業務システムのその他の文字セットの文字のうち標準準拠システムの運用上必要な文字としてデジタル庁が指定した文字を加えた文字セット（以下	デジタル庁	地方公共団体	行政事務標準文字（ただし、文字情報基盤の文字セットに同定できる文字を除く。）

	「行政事務標準文字」という。)			
--	-----------------	--	--	--

別表第3 (第三号関係)

制度所管機関	情報源	データ提供機関	データ提供範囲	データ項目
法務省	商業・法人登記簿	デジタル庁	関係行政機関（データの内容及びその利用目的に応じて提供）	商業・法人登記簿に基づく情報
法務省	不動産登記簿	デジタル庁及び国土交通省	無制限	不動産 ID
法務省	次のいずれかに掲げるもの 一 不動産登記簿 二 登記所備付地図	デジタル庁	関係行政機関（データの内容及びその利用目的に応じて提供）	一 不動産登記簿に基づく情報 二 登記所備付地図